

事務事業名		土砂災害防止対策事業		☒ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	やすらぎのある安全なまちづくりの推進		事業期間	
	施策名	防災対策の推進		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 平成16 年度～)	
	基本事業名	治山・治水対策の推進		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令				予算科目	
所属	部課名	都市整備部建設課		会計	
	課長名	阿部博基		款	
	係名	業務係	電話	27-3111	項
	担当者	新沼篤	内線	312	目
				事業	
				事務事業区分	
				A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 ☒ E 一般(A～D以外)	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から住民の生命を守るために、県が土砂災害により被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査し、市長の意見を聞いたうえで、土砂災害警戒区域(土砂災害の恐れがある区域)、土砂災害特別警戒区域(建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域)を指定し、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくものである。 この調査結果と警戒区域指定等に係る説明会(警戒避難区域であることの説明と警戒区域指定の意向把握)の開催、6月(土砂災害防止月間)の土砂災害危険箇所等の点検パトロール等を実施している。 主な業務は、説明会の対象者把握、会場借上げと設営、進行管理(NPO実施)、点検パトロール箇所の選定、関係各所(警察署・消防署・県土木担当者・要配慮者利用施設管理者)への案内、点検パトロールの実施等である。 なお、土砂災害警戒区域に指定された区域は、市に警戒避難体制の整備(避難ルート、避難場所の設定等)が義務付けられる。事業費はなし。				全体計画(※期間限定複数年度のみ)	
				総投入量(千円)	事業費
				財源内訳	国庫支出金
				人件費	都道府県支出金
					地方債
					その他
					一般財源
					事業費計(A)
					0
					正規職員従事人数
					延べ業務時間
					人件費計(B)
					0
					トータルコスト(A)+(B)
					0

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

- ・土砂災害危険箇所等の点検パトロール 6箇所
- ・土砂災害防止法に基づく警戒区域指定等の説明会及び戸別訪問

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同じ

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

土砂災害危険箇所
土砂災害危険箇所に住んでいる市民

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

(土砂災害危険箇所)で基礎調査を実施することにより、土砂災害の恐れがある区域を特定してもらう
(土砂災害危険箇所に住んでいる市民に)土砂災害危険箇所の調査結果を伝え、土砂災害から自分の生命を守ってもらう

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

水害やがけ崩れ等による被害が未然に防止される
被害が起こりにくくなる

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の説明会及び戸別訪問開催数	回
イ 土砂災害危険箇所等の点検パトロールの実施箇所数	箇所
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 土砂災害危険箇所数	箇所
キ 前年度基礎調査実施箇所	箇所
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 土砂災害法に基づく警戒区域指定等の説明会への参加率	%
シ 関係者で共通認識できた土砂災害危険箇所等の点検パトロール実施箇所数	箇所
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円					
			都道府県支出金	千 円					
			地方債	千 円					
			その他	千 円					
			一般財源	千 円					
			事業費計 (A)	千 円	0	0	0	0	0
	人件費		正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3
			延べ業務時間	時 間	40	40	40	40	40
			人件費計 (B)	千 円	160	160	160	160	160
			トータルコスト(A)+(B)	千 円	160	160	160	160	160
⑤活動指標	ア	回	3	5	6	5	10		
	イ	箇所	7	6	7	12	10		
	ウ								
⑥対象指標	カ	箇所	940	940	940	940	940		
	キ	箇所	35	35	31	222	152		
	ク								
⑦成果指標	サ	%	47	28	25	80	80		
	シ	箇所	7	6	7	12	10		
	ス								

事務事業ID	0687	事務事業名	土砂災害防止対策事業
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等			
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？			
平成12年に土砂災害防止法が制定され、13年4月から施行された。これを受け岩手県では平成15年度から土砂災害危険箇所の調査を実施し、その調査結果を基に平成16年度からこの事務事業が始まった。また、危険箇所等の点検パトロールについては、6月が土砂災害防止月間となった以降だと思われる。			
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？			
大船渡市内の土砂災害(かけ崩れ、土石流・地すべり)危険箇所は、急傾斜地が618箇所、土石流が322箇所の計940箇所となっている。平成25年3月末現在、対策施設整備済箇所は急傾斜地24箇所、土石流15箇所の計39箇所となっている。 全ての危険箇所の対策工事には、膨大な時間と費用が必要であり、平成12年には土砂災害防止法(13年4月施行)が制定されソフト対策を充実させることとなった。内容は、土砂災害から住民の生命を守るために、県が被害を受ける恐れのある場所を調査(地形・地質・利用状況など)し、市長の意見を聞いたうえで、土砂災害警戒区域(土砂災害の恐れのある)、土砂災害特別警戒区域(建物が破壊され、住民の方々に大きな被害が生じる恐れがある)区域を指定し、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等を行うものである。			
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？			
ハード対策である急傾斜地崩壊対策事業の推進や地形的な事情等により、どうしても特別警戒区域内で新築等を行わざるを得ない場合に、建築物の構造を安全なものにするための金銭的支援についての検討等の要望が出されている。 土砂災害(特別)警戒区域に指定された場合、土地の資産価値が下がるのではないか、また、固定資産税にも下がった影響を反映させるべきではないかという意見がある。			

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価			
目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 調査結果をもとに、住民の方々に対して警戒避難区域であることを明らかにし、土砂災害特別警戒区域等に指定することで、日頃から自分の生命は自分で守る意識を高めるとともに、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等を行うことにより、防災対策の推進に結びついている。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	土砂災害防止法は行政の知らせる努力と住民の知る権利が相乗的に働く事を期待した法律であり、最も住民の方々に身近な基礎的自治体としての市は、県と連携しながらこの事業を行わなければならない。特にも、警戒区域の指定にあたり、市長は県知事から意見を求められることから当該区域の住民の方々の意向を把握する必要があり、妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	岩手県が前年度に土砂災害危険箇所から危険度・優先度を考慮し、基礎調査を実施した箇所に住んでいる住民の方々に土砂災害危険箇所の調査結果を伝え、土砂災害から自分の生命を守ってもらうための事業であり、対象・意図の妥当性は適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】	岩手県と協議しながら住民の方々の意向を取り入れ、参加しやすい会場設定、曜日、時間帯を考慮し説明会を設定しており、さらに説明会に参加できない住民の方々にも、書面で調査結果や警戒区域指定の必要性等を伝えており、一定の周知は図られている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	土砂災害危険箇所に住んでいる住民の方々に、土砂災害危険箇所の調査結果を伝えられないため、当該区域に住んでいる住民は、土砂災害から自分の生命を守ることが出来なくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	警戒区域の指定等に伴い、市はハザードマップの作成等、警戒避難体制の整備が義務付けられるが、現時点における事業費は0なので、これ以上削減の余地がない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	説明会を含む人件費は、必要最小限で対応していることから削減の余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	防災対策は基本的に行政で行うものであり、地方財政法第27条の4により受益者負担にはなじまない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)																						
(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																					
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		●	×																		
	低下		×	×																		
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 特になし																						

4 課長等意見	
(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	現状維持で継続して事業を実施する。